

安八町告示第31号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年2月14日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年3月5日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成31年2月14日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年11月22日の揖斐川流域住民と生命を守る市長連合の折りの旅費 21,850円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書  
揖斐川流域住民と生命を守る市長連合の折り（11/22）建設課長分
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙 請求書
3. 平成30年9月18日付 安総第661号  
安八町職員措置請求監査結果通知書
4. 平成31年2月4日付 安総第1509号 情報公開請求却下通知書

5. 平成31年2月4日付 安総第1510号 情報公開請求却下通知書
6. 平成31年2月4日付 安総第1511号 情報公開請求却下通知書
7. 平成31年2月4日付 安総第1512号 情報公開請求却下通知書
8. 平成31年2月4日付 安総第1513号 情報公開請求却下通知書
9. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年2月18日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

なお、請求書及び事実証明書中、「揖斐川流域住民の生命を守る市長連合」と表記してあるものを本書では、以下、「揖斐川流域住民の生命を守る市町連合」と置換した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年11月22日の揖斐川流域住民と生命を守る市町連合の折りとして旅費 21,850円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年2月25日に欠席の連絡があった

ため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

## 2 監査の実施

### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年3月1日に監査を実施した。

### (2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 「平成29年版 安八町日誌」中、11月22日(水)頁に『10:30 揖斐川流域市町連合東京要望』との予定を確認した。
- (2) 平成29年10月31日「国土交通省等への要望活動【要望活動(秋)】について(ご案内)」が平成29年11月1日(受付第2102号)付けで、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合、東海環状自動車道建設促進揖斐川流域市町連合 会長 大垣市長 小川 敏から揖斐川流域市町連合 構成市町 首長である安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (3) (2)の内容は、東京(国土交通省等) 要望(秋)【集合時間及び集合場所は予定】として、「1. 実施日時 平成29年11月22日(水)(以下、「当該日」という。) 10時45分頃～、2. 集合時間 10時45分、3. 集合場所 国土交通省本省正面入口 または財務省正門前、4. 要望先 財務省、国土交通省、地元選出国會議員、(中略)、《参加予定者》大垣市長・瑞穂市長・本巣市長・海津市長・養老町長・垂井町長・関ヶ原町長・神戸町長・輪之内町長・安八町長・揖斐川町長・大野町長・池田町長」であった。
- (4) 平成29年11月1日、FAXにて、「参加者 町長、随行者 建設課長」との内容で報告した。
- (5) 当該日、町長は午前10時40分に国土交通省正面入口に集合し、正午までの間を要望活動の時間として、要望者らとともに国土交通省内の道路局・国土保全局にて要望活動を実施した。
- (6) (5)での要望活動を終えた後、引き続き、財務省と地元選出国會議員への要

望活動を実施した。

(7) (5)、(6) には、建設課長が随行した。

(8) (7) に係る旅費の内訳については、岐阜羽島駅から東京駅までの往復路の新幹線代21,680円、霞ヶ関駅から東京駅までの復路の地下鉄代170円であった。

(9) (5)、(6) での要望は、「①予防的な治水対策を重点的に実施するなど、水害・土砂災害を未然に防止し、また災害発生時には被害拡大の防止を図り、住民が安全で安心できる生活環境を構築するため、必要な財源の確保に努め、揖斐川流域におけるハード・ソフト一体となった総合的な治水・砂防対策を推進し、防災・減災に取り組むこと。②河川の機能が持続的に発揮できるよう河道内の立木伐採、堆積土砂の撤去と、河川管理施設の適正かつ戦略的な維持管理・更新等を推進すること。また、地方自治体が行う管理施設の老朽化対策について、必要な財政支援と体制及び技術支援の強化を図ること。③災害発生時の被害の最小化と迅速な人命救助、並びに復旧・復興のため、地方整備局を中心とした広域的かつ機能的な危機管理体制を充実させ、流域市町等に対する支援体制の強化を図ること。④自然と共生し地域に調和した揖斐川流域の環境整備を推進すること。⑤治水安全度向上のため、治水事業費を増額、増大すること。」との内容のもので、揖斐川流域に生きる46万住民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしの実現のために取りまとめられた、流域13市町の総意であった。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 安八町課設置条例 (平成25年条例第1号)

法第158条第1項の規定に基づき、課が設置されている旨が示されている。

### 2 安八町行政組織規則 (平成24年規則第37号)

町長の統轄の下における補助機関の組織について必要な事項が定められている旨が示されている。

### 3 安八町職員の旅費に関する条例 (昭和44年条例第8号)

公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関して諸般の基準が規定されている。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書に添付された平成29年度証拠書類貼付台紙には、但し：平成29年11月22日揖斐川流

域住民の生命と生活を守る市町連合の折り建設課長分として(内訳)新幹線代21,680円、地下鉄代170円としか記載されておらず揖斐川流域の生命と生活を守る市町連合の会場がどこで行われたのか不明であり、また、新幹線と地下鉄もどこの駅からどこの駅まで乗車したのか不明であり公金の支出の証拠書類である請求書の内容における記載が乏しく、疑義が持たれるものであるといわざるをえない。地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件の旅費(新幹線代及び地下鉄代)は、会場の場所も不明であり必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法若しくは不当な公金の支出といわざるをえないものであり、また、出席者相互で行われた意見交換に関する資料等が復命されておらず、会の目的が達成されているかどうか、その結果がどのように町政に反映されているか等、検証できない性質のものであれば本件支出は補填され、支出命令の取り消しが行われなければならない。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(5)、(6)のとおり、当該日に建設課長が町長に随行する必要があったのか否かについて検討することとした。

はじめに、当該日の要望活動の公務性についてだが、要望活動の経緯や参加者は、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(2)、(3)のとおりであり、また要望活動の内容については、同/(9)のとおりであることから、当該日の要望活動は公務であったといえる。

次に、上記のように町長が1日目及び2日目に公務として出席するに際して建設課長が随行する必要性について述べる。

その町長の職務の範囲は、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されているとおり、相当広範囲にわたるものである。

そのため、町長がその権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設置するにあたり、法第158条第1項の規定に基づき安八町課設置条例(第6 判断に当たっての関係法令等について/1)が規定されており、各課の事務分掌については、安八町行政組織規則(第6 判断に当たっての関係法令等について/2)に規定されている。

なお、「道路、橋梁及び河川に関する事」については、上記規則中、建設課の事務分掌に規定されている。

このことから、町長の統轄下における「道路、橋梁及び河川に関する事」に関する事務を遂行する課は建設課であり、その事務の実務的な責任者は建設課長であったことから、建設課長の随行は必要な随行であったといえる。

最後に当該日における随行者の必要性についてだが、建設課長は建設行政における実務等において非常に高度な専門知識を有しており、かつ、その実務経験も豊富である。

このことから、当該日の要望活動の最中、町長に適宜、「道路、橋梁及び河川に関すること」について適切な助言ができる唯一の者であったことがいえる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)、(6)に係る旅費の支出については、その正当性の主張に合理的な理由があり、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、復命された書面等を安八町が保有していないことを理由に、本件請求にいう旅費の支出が「違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。